

改正 環境影響評価指針（素案）別表第 1
別表第 1 参考項目（第16関係） 【線的開発】

環境要素の区分 影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	立地形及び工作物等に造成地、埋	線的開発（内陸）					線的開発（水面）
							自動車の走行	休憩所の供用	列車及び車両の走行	駅舎及び車両基地の供用	航空機の運航	飛行場の施設の供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸酸化物		○*1								
		窒素酸化物	○	○			○			○	○	
		浮遊粒子状物質	○				○			○	○	
		粉じん等	○	○	○							
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○								
		道路交通騒音	○				○					
		鉄道騒音							○			
		航空機騒音								○		
	振動	建設作業等振動		○								
		道路交通振動	○				○					
		鉄道振動							○			
	水質	水素イオン濃度			○*1							
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)						○		○	○	
		水の濁り(浮遊物質量)			○			○		○	○	
		溶存酸素量							○		○	○
	富栄養化							○		○	○	
	水底の底質			○*1								
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○						
		地盤・土壌			○*1	○*1						
	地下水の状況及び地下水質	地盤環境(地盤の安定性)			○*1	○*1						
地盤環境(地盤沈下)				○*1	○*1							
土壌環境				○								
日照障害	地下水の状況			○	○							
	地下水質				○							
その他の環境要素	水温									○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○	○					
	植物	重要な種及び群落			○	○						
	生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○						
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		○			○						
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	残土及びその他建設工事に伴うの副産物			○							
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○								
備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。 2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。 4 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。 5 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 「線的開発（内陸）」とは、条例別表第1号、第3号及び第4号に掲げる事業の種類をいう。 9 「線的開発（水面）」とは、条例別表第2号に掲げる事業の種類をいう。												

注 *1は線的開発（水面）に、*2は工作物等の存在について参考項目として適用する。

別表第1 参考項目（第16関係） 【点的開発】

環境要素の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削、盛土等の土工	立地地形及び工作物等に造成地、埋	点的開発					
							ばい煙の排出	機械等の稼働	風力発電設備の稼働	汚水の排出	冷温排水	搬出品、廃棄物等の搬入及び
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫酸酸化物					○					
		窒素酸化物	○	○			○					○
		浮遊粒子状物質	○				○					○
		粉じん等	○	○	○							
		有害物質等					○					
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○				○				
		道路交通騒音	○									○
		低周波音							○			
	振動	建設作業等振動		○				○				
		道路交通振動	○									○
	水質	水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)								○		
		水の濁り(浮遊物質量)			○							
		富栄養化								○		
		有害物質等								○		
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○						
地盤・土壌	土壌環境		○									
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況		○	○								
	地下水質				○							
日照障害					○*							
その他の環境要素	流向及び流速										○	
	水温										○	
	風車の影							○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○		○	○			
		海域に生息する動物									○	
	植物	重要な種及び群落			○	○				○		
		海域に生育する植物									○	
生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○		○	○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○						
		人と自然との触れ合いの活動の場	○			○						
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		○			○						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物					○			○		
		残土及びその他建設工事に伴うの副産物			○							
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○			○					

注 *は工作物等の存在について参考項目として適用する。

別表第1 参考項目（第16関係） 【面的開発等】

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在	土地又は工作物の供用										
				資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	立地地形及び工作物等に造成地、埋	廃棄物の最終処分			面的開発							
								廃棄物の搬入	埋立用機械等の稼働	廃棄物の存在・分解	汚水の排出	ばい煙の排出	汚水の排出	機械等の稼働	搬出・廃棄物等の搬入及び	環境に負荷を与える活動	鉱物の掘採又は土石の採取	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	硫黄酸化物		○*1							○							
		窒素酸化物	○	○				○			○			○				
		浮遊粒子状物質	○					○			○			○				
		粉じん等	○	○	○				○				○*5	○*5				○
		有害物質等									○*5							
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音		○				○					○					
		道路交通騒音	○					○						○				
	振動	建設作業等振動		○				○					○					
		道路交通振動	○					○						○				
	悪臭									○								
	水質	水素イオン濃度			○*1										○*5			
		水の汚れ(生物化学的酸素要求量等)				○*2					○			○				
		水の濁り(浮遊物質)			○						○			○*5				
		富栄養化									○			○				
		有害物質等									○			○*5				
	水底の底質			○*1									○*5					
	地形及び地質	重要な地形及び地質				○												
		地盤環境(地盤の安定性)			○*3	○*3												○
	地盤・土壌	地盤環境(地盤沈下)			○*3	○*3												○
		土壌環境			○													○
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況			○	○												○	
	地下水質				○												○	
日照阻害					○*4													
その他の環境要素	流向及び流速				○*2													
	水温																	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○					○		○					○
		海域に生息する動物				○*2												
	植物	重要な種及び群落			○	○					○		○					○
		海域に生育する植物				○*2												
生態系	地域を特徴付ける生態系			○	○					○		○					○	
人と自然との豊かな触れ合いの確切的及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○												
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○			○									
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況		○			○			○									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物																○
		残土及びその他建設工事に伴う副産物			○													○*5
温室効果ガス等	温室効果ガス等	○	○					○	○	○							○	

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを参考項目として示すものである。
 2 「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
 3 「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。
 4 「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
 5 「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 6 「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 7 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 8 「廃棄物の最終処分」とは、条例別表第6号に掲げる事業の種類のうち一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場をいう。
 9 「面的開発」とは、条例別表第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に掲げる事業の種類をいう。

注 *1は廃棄物の最終処分、埋立事業等及び面的開発に係る対象事業に、*2は埋立事業等に、*3は廃棄物の最終処分及び面的開発に係る対象事業に、*4は工作物等の存在に、*5は条例別表第18号に掲げる事業について参考項目として適用する。